

全日本バレーボール小学生大会男女混合の部実施要領

(目的)

- ① 様々な形を工夫することによって、多くの子どもたちがバレーボールを楽しむことができるようにする。
- ② 全国大会に出場する機会を広げることにより、バレーボールへの関心・意欲を高め、小学生バレーボールの発展に努める。

(参加資格)

- ③ 男女混合の部に出場するチームは、共通の代表者のもとに団体が組織され、同一の地域（区市町村）で活動し、各都道府県小連に男女チーム登録をしている（していた）団体〔母体となる団体（同一団体）〕でなければならない。但し、男子及び女子のみの団体に、混合選手が新規加入したが、男女それぞれで団体登録をするに至らない（単独でチームを組めない）場合は、その限りではない。
- ④ 男女混合の部に出場する選手は、基本的に母体となる団体〔同一団体(③参照)〕の男子選手は男子チームに、女子選手は女子チームに、それぞれMRS登録をしなければならない。

(チーム編成)

- ⑤ 男女混合チームは、母体となる団体(同一団体)の男子チームと女子チームのメンバーから結成されなければならない。但し、男子及び女子のチームとして単独では参加できない(男女それぞれが6人未満)場合は、この限りではない。
- ⑥ 同じ母体(同一団体)のチームであるが、男女それぞれ(又はどちらか)でチームを編成できる場合、混合チームのみの参加はできない。但し、混合でチーム編成をした方が、より多くの選手の試合参加ができる場合は、この限りではない。

(競技規則)

- ⑦ 現行の公益財団法人日本バレーボール協会の定める6人制競技規則による。但し、別に定める小学生バレーボール・フリーポジション制を用い、さらに21点のラリーポイント制を採用する。
- ⑧ コート内の男女の割合は、男子及び女子が常に1人以上であれば、男女混合チームとして編成することができる。
- ⑨ 競技者交代は、⑧に示した割合を守れば、男女に関係なく競技者交代をすることができる。

(その他)

- ⑩ 混合チームの監督は、母体となる男女チームの監督と兼任することはできない。
- ⑪ ファミリーマートカップの男女の地区予選及び都道府県大会に出場した選手は、男女混合の部に出場することはできない。
- ⑫ ファミリーマートカップ全国大会の男女混合の部に出場するチーム・選手は、ファミリーマートカップの男女の地区予選か都道府県大会終了後、新たに混合チームを編成して出場することはできない。
- ⑬ 男女混合の部創設にあたり、その意義を十分理解し、チームを編成すること。決して、全国大会出場のための強化策としてチームを編成することのないようにする。